

インダストリアルデザイン・アーカイブズ協議会設置要綱

(名称と目的)

第1条 戦後日本の工業デザイン製品に係る記録と記憶の総合的な利活用を可能にする基盤整備をめざして、インダストリアルデザイン・アーカイブズ研究プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を組織し、その研究及びデジタルアーカイブズ(データベース)制作・運営を充実させることを目的として『インダストリアルデザイン・アーカイブズ協議会』(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の設置)

第2条 協議会は大阪市が設置し、プロジェクトの趣旨に賛同する団体、個人の参加を求める。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の活動を行う。

- (1) プロジェクトに関する協議
- (2) その他、プロジェクトについて協議会が必要と認めること

(会員)

第4条 協議会の会員は、インダストリアルデザイン・アーカイブズ協議会会員規約(以下「会員規約」という。)第2条に定める、企業、大学、職能団体、学会、国・地方自治体やその外郭団体、又はそれらの部署・事業所、学部・学科等の団体(以下「団体」という。)、及び個人とする。

2 協議会に入会しようとする者は、会員規約に同意の上、第5条2項に定める会長に入会申込書を提出し、会長の承認をもって会員資格を取得するものとする。

3 協議会を退会しようとする会員は、会長に書面をもってその旨を届け出るものとする。

4 会員又は団体である会員の構成員に協議会の運営に著しい支障をきたすような行為があった場合、第5条1項に定める総会の過半数の賛成をもって、その会員資格を停止又は取り消すことができる。

(組織)

第5条 協議会の組織は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総会

会員全員で組織し、第3条に掲げる事項について情報共有及び意見交換を行う。

(2) 委員会・分科会

研究を推進するため、必要に応じて委員会及び分科会を設置することができる。委員会には委員長、分科会には分科会長を置くものとする。なお、委員長又は分科会長に事故があるときは、委員長又は分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(3) 事務局

協議会の事務を処理するため、事務局を大阪新美術館建設準備室に設置する。

2 協議会に会長を置き、大阪新美術館建設準備室長を充てるものとする。なお、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 委員会、分科会の構成等は別に定める。

(開催)

第6条 前条の協議会組織による会議は、総会が年1回程度、委員会及び分科会は必要に応じて随時開催するものとする。

(著作物の管理)

第7条 プロジェクトの活動によって新たに生じるデジタルアーカイブズ総体等の著作物は、事務局が管理するものとする。

(アドバイザー等)

第8条 協議会は第3条に掲げる事項について助言や意見及び専門的な知見を得るため、必要に応じてアドバイザー等を置くことができる。

(経費)

第9条 協議会に参加することで生じる経費は、会員が各々負担する。

2 委員会、分科会に参加することで生じる経費又は委員会、分科会で生じる経費は、委員会、分科会に参加する会員が相互に負担し、協議会全体に負担を求めない。

(その他)

第10条 この要綱が定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附則

1 この要綱は平成28年6月30日より施行する。

2 原始会員は次のとおりとする。

大阪市経済戦略局（大阪新美術館建設準備室）

パナソニック株式会社